

観光学に関する専攻系組織が設置される大学の学則における観光概念

：静岡英和学院大学の2002から2019年度までの学則の事例研究

横 関 隆 登

静岡英和学院大学観光地域デザインメジャー専任講師

1. 背景と目的

（1）問題の所在

政府の成長戦略に位置付けられる観光は、地方創生的手段としても重視され、観光産業の担い手となる人材の育成もまた重視されている。近年では子供から若者に至る幅広い年齢層に対し居住地にある観光資源の理解あるいはその魅力の発信等に取り組むための教育が施されるようになり、いわゆる観光教育の普及を見ることが出来る。こうした観光教育への機運の高まりは、地方創生の現場に立地する観光系大学が受けとめ、産業の担い手となる人材の輩出に貢献していかなければならないだろう。したがって、これらの観光系大学がいかにして観光産業の人材育成に貢献してきたのか、また今後に貢献しうるのであるかといった教育政策上の議論を進めていく時期に差し掛かってきたと考える。しかしながら観光系大学の全国規模の実態は、定かではない。例えば、公的な統計にまとめられておらず、会議資料として整理された例¹⁾や民間の報告書として整理された例²⁾に留まっている。いずれ公的な統計を整備する必要性が高まっていくことを見込み、踏み込んだ検討を始めても良いのではないだろうか。

観光教育は学部から学科、専攻に至る様々な組織にて施されている。こうした組織が観光系大学に該当していると考えられるが、観光系大学というものの定義はない。上述した資料では観光系大学は学部と学科の名称を以て判別される場合がある。この要因は定かではないが、専攻系組織は、既往研究でも取り上げた例が少ないことから見ても専攻系組織の実態が不明瞭であるがゆえに暗黙のままで観光系大学の定義が除外されることがあるのではないか。そこで、このような課題を改善していくために議論の展開を試みたい。

大学が設置され運営される際の制度に注目すれば、学校教育法（昭和22年法律第26号）と大学設置基準（昭和31年10月22日文部省令第28号）が思い起こされ、特に教育、修学に関する組織編成や教育課程、管理運営等の規則は各大学が学則に定めていることがよく知られている。学則は学校教育法施行規則第4条第1項により最低限定めるべき9項目³⁾が提示され、学則の制定と改正の折に所管する文部科学省に届出を行う必要がある。こうした学則の特徴より、学則を用いれば専攻系組織の実態を全国規模で一律に把握が可能となりえると想定される。しかし、そもそも学則に観光学に関する専攻系組織の存在や観光概念が記されているのであろうか。この疑問の解消が出来る、観光系大学の定義や統計整備手法の検討に向けての学則という資料の有効性を主張することが出来

るのではないだろうか。以上の問題意識から学則をめぐる観光の概念の所在を整理するような研究の実施が求められると考えられる。

（２）研究の目的

そこで本研究は観光学に関する専攻系組織が設置される大学の学則に注目し、その中での観光概念の所在を明らかにすることを目的とする。

なお、学則は開学時に起案されたものを必要に応じて改正される性格があるので、一口に学則を確認する行為にはこれまでに用いられてきた全ての年次の学則を確認する行為を含むこととなる。この点に留意の上、対象とする大学のサンプル数は単数が適切と考え、事例研究が適切と判断する。さらに事例の選択条件には、観光学に関する専攻系組織の存在が既往研究で明らかにされていること、開学時から現在に至るまでの学則が収集可能であることを重視する。こうした条件を踏まえて本研究は静岡県に立地する静岡英和学院大学の学則を対象とした事例研究を行う。

静岡英和学院大学が立地する静岡県の観光系大学は、観光学に関する専攻系組織を設置した静岡英和学院大学を含む３大学が該当する。静岡県で最初に観光学に関する専攻系組織が設置された年は2006年であり、それが静岡英和学院大学人間社会学部人間社会学科の「文学・文化・観光コース（現観光地域デザインメジャー）」に見られる。2019年からは静岡県立大学経営情報学部経営情報学科の「観光マネジメントメジャー」および静岡文化芸術大学文化政策学部で３学科（国際文化学科、文化政策学科、芸術文化学科）に跨る専攻としての「文明観光学コース」の設置へと続いた。このように静岡県内の大学は、観光学に関する専攻系組織を重宝した観光教育を推進している。選択した静岡英和学院大学は、静岡県内では取り組みが最も蓄積される大学に位置付けられる。

（３）静岡英和学院大学における観光学に関する専攻系組織の位置付け⁴⁾

静岡英和学院大学は、静岡県静岡市駿河区池田に位置する共学の４年制大学である。静岡英和女学院短期大学の経営基盤を用いて2002年度に開学した。開学時より学部・学科は、一貫して人間社会学部の１学部、人間社会学科とコミュニティ福祉学科（地域福祉学科からの改称）から成る２学科制をとる。うち、観光教育を提供する学科は、人間社会学科である。

人間社会学科の内部には、コースあるいはメジャーと称する専攻系組織が置かれてきた。この専攻系組織は、開学時の2002から2019年度までに４つの類型に分けられる。１つ目に開学時の2002から2005年度までは、「心理コース」「文学・文化コース」「国際関係コース」「経済・金融・経営コース」を単位に教育と運営がなされた。この時期に観光学に関する専攻系組織はなかったが、観光はコースの下に置かれた７つに区分された副専攻の中に位置付けられていた。２つ目に2006から2007年度までには、コースが改変され「心理コース」「文学・文化・観光コース」「国際政策コース」を単位に教育と運営がなされ、ここに観光に関する専攻系組織の始動を見ることが出来る。３つ目に2008から2015年度までには、コースが「心理コース」「文学・文化・観光コース」「金融・経営・法学コース」へと改変された。４つ目に2016から2019年度までは、３系５メジャーとして再編され、心理系に「心理メジャー」、総合マネジメント系に「経済経営メジャー」と「観光地域デザインメジャー」、言語文化系に「日本語文化メジャー」と「英語文化メジャー」が置かれた。この「観光

地域デザインメジャー」が現行の観光学に関する専攻系組織である。

観光地域デザインメジャーとは人間社会学科の中で「観光学」と「社会学」を担当する教員が所属する専攻系組織⁵⁾であり、学生に対し観光学による観光教育ならびに社会学を見地とする地域デザイン教育を提供している⁶⁾。観光地域デザインメジャーの内の観光教育は、観光学を専門分野とする教員が2名体制であたり、観光分野を除く3系5メジャーから成る個別分野（心理学、経済学、経営学、社会学、言語学、文学、文化学等）の専門教育を観光教育の基礎として位置付けた上で、観光系の科目や演習を用いて観光という総合的なものの見方を獲得するための理論的な応用的な能力の開発を進めている。観光ゼミナールは、観光学を専門分野とする教員が主催しており、観光学を総合性の高い「観光マーケティング」と「観光まちづくり」に分割をして棲み分けを図っている。他方の地域デザイン教育は社会学の教員が1名体制で「地域社会」ゼミナールとして実践にあたっている。観光ゼミナールに所属する学生は、観光学をテーマとする卒業研究に取り組むこととなるが、科目や演習で身に付けた知識・経験を踏まえて観光現象を「観光マーケティング」あるいは「観光まちづくり」といった総合性の高い見方によって捉え、複眼的に心理学的、経済学的、経営学的、社会学的、言語学的、文学的、文化学的なアプローチから接近し、学際的な分析を加えている。

2. 方法

(1) 調査対象

調査対象は、静岡英和学院大学の開学時から現在に至るまでの期間に施行された学則、つまり2002から2019年度までに使用された学則である。学則の管理を所管する部署（総務課と学部事務室）に問い合わせをしたところ、収集できた学則は19点⁷⁾である（表-1）。

(2) 研究の構成

静岡英和学院大学の学則とはどのようなものなのか、またその中で観光概念の所在がどのように確認することが可能か検討するために、調査方法は、調査対象とした学則の基本的な傾向や記載内容の読み取り調査を採用する。読み取り調査は、先に学則の変更の傾向を整理し、後で学則におけ

表-1 収集した静岡英和学院大学の学則

No.	施行年度	施行日（含施行予定日）	名称	発行者	備考	所管部署
1	2002/平成14	平成14年4月1日	静岡英和学院大学学則（案）	学校法人静岡英和女学院		総務課
2	2002/平成14	平成14年4月1日	静岡英和学院大学学則（案）	学校法人静岡英和女学院	改正案	総務課
3	2003/平成15	平成15年4月1日	静岡英和学院大学学則（改正）	学校法人静岡英和女学院		総務課
4	2004/平成16	平成16年4月1日	静岡英和学院大学学則（改正）	学校法人静岡英和女学院		総務課
5	2005/平成17	平成18年1月16日	静岡英和学院大学学則（改正）	学校法人静岡英和女学院		総務課
6	2006/平成18	平成18年4月1日	静岡英和学院大学学則（改正）	学校法人静岡英和女学院		総務課
7	2007/平成19	平成19年4月1日	静岡英和学院大学学則（改正）	学校法人静岡英和女学院		総務課
8	2008/平成20	平成20年4月1日	静岡英和学院大学学則（改正）	学校法人静岡英和女学院		総務課
9	2009/平成21	平成21年4月1日	静岡英和学院大学学則（改正）	学校法人静岡英和女学院		総務課
10	2010/平成22	平成22年4月1日	静岡英和学院大学学則（改正）	学校法人静岡英和女学院		総務課
11	2011/平成23	平成23年4月1日	静岡英和学院大学学則	学校法人静岡英和女学院		総務課
12	2011/平成23	平成23年4月1日	静岡英和学院大学学則	学校法人静岡英和女学院		総務課
13	2012/平成24	平成24年4月1日	静岡英和学院大学学則	学校法人静岡英和女学院		総務課
14	2013/平成25	平成25年4月1日	静岡英和学院大学学則	学校法人静岡英和女学院		総務課
15	2014/平成26	平成26年4月1日	静岡英和学院大学学則	学校法人静岡英和女学院		総務課
16	2015/平成27	平成27年4月1日	静岡英和学院大学学則	学校法人静岡英和女学院		総務課
17	2016/平成28	平成28年4月1日	静岡英和学院大学学則	学校法人静岡英和学院		学部事務室
18	2017/平成29	平成29年4月1日	静岡英和学院大学学則	学校法人静岡英和学院		学部事務室
19	2018/平成30	平成30年4月1日	静岡英和学院大学学則	学校法人静岡英和学院		学部事務室

る観光学に関する専攻系組織の記載の抽出を行う。

（３）読み取り調査の手順

１）静岡英和学院大学の学則の変更の傾向についての整理の手順

最初に学則が章構成でどの程度の変更がなされたのかを読み取る。続けて学則を年度毎に前年度との比較により文章の変更がどの程度なされているのか（以下、変更規模と呼ぶ）を後述する区分を用いて読み取る。最後に学則の変更時には説明資料として変更の事由が付加されていることからこの変更の事由に注目し、年別に変更の事由が大学の教育組織といかに関わっているのかを後述する区分を用いて抽出する。

変更規模は３つに区分した。１つ目を改正がない状態として「改正無し」と呼び、２つ目を学則としての体裁を整えるレベルの改正であり内容上の変更が含まれない改正として「通し番号及び句読点等の改正」と呼び、３つ目に内容上の変更が含まれる改正として「加除を伴う改正」と呼ぶこととする。こうした変更規模を章別および年度別に集計し、変更規模の全体傾向を読み取る。

抽出に用いる大学の教育組織とは、階層的な構造として、学長が統括する大学レベル、学部長が統括する学部レベル、学科長が統括する学科レベル、教員が集まる専攻レベル、教員の裁量に委ねられる科目レベルの５階層に分けた。こうした学則の変更事由と大学の教育組織との関係を年度別に集計し、大学の教育組織の運営が学則の変更事由とどの程度の関わりがあるのかを読み取る。

２）静岡英和学院大学の学則における観光学に関する専攻系組織の記載についての抽出の手順

学則の全文を対象に専攻系組織の名称の使用について目視により悉皆的に読み取る。その上で記載が認められる学則の年次と記載箇所の記述を行う。

３．結果

（１）静岡英和学院大学の学則の変更の傾向

静岡英和学院大学の学則は2002年度に開学された年に制定された。このNo. 1の学則では章構成を17章で構成しており、この章構成は2018年度までの学則においても踏襲されている。ただし章の題目は改正されている。具体的には2010年度に第４章の題目を「大学評議会、教授会」から「評議会、経営会議及び教授会」へと変更し、また2015年度には第８章の題目を「入学、休学、転学、転学科、退学及び除籍等」から「入学、休学、転学、退学、除籍等」へと変更かつ第12章の題目を「研究生、委託生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生」から「研究生、科目等履修生、外国人留学生等」へと変更された。また章構成の他に注目すべき点は、条項を補足するために附される別表である。No. 1の学則に別表は第23条を補足する別表Ⅰ（学則第23条関係）の１つのみであったが、３点の追加を見ることが出来る。具体的にはNo. 2の2002年度の学則にて別表Ⅱ（学則第43条関係）が追加され、No. 3の2003年度の学則にて第43条を補足する別表Ⅲ（学則第43条の２関係）が追加され、No.10の2010年度の学則にて第43条を補足する別表Ⅳ（学則第43条の２関係）が追加された。

No. 1から19までの全学則に対し、年度毎に章および附表を単位に区分すると、375に区分する

ことが出来る（表－２）。375に区分した学則の章および附表における条項の題目と本文に対し、本文３段階から成る変更規模を確認の上、単純集計したところ、前年度の学則と比較して修正が無かった区分（改正なし）が308個に該当し全体の82%を占め、前年度の学則と比較して通し番号及び句読点等の改正がされた区分（通し番号及び句読点等の改正）が16個に該当し全体の４%を占め、学則に加除を伴う改正がされた区分（加除を伴う改正）が51個に該当し全体の14%を占めていた。したがって、学則の章および附表における条項の題目と本文は、ほとんどが改正されずに維持されている傾向がある。一方でこの傾向から外れる特異な章および附表の有無を確認したところ、別表Ⅰ（学則第23条関係）が通年で19区分のうち「加除を伴う改正」が12個に該当し全体の63%を占め、別表Ⅱ（学則第43条関係）では通年で12区分のうち「加除を伴う改正」が８個に該当し全体で67%を占めたとおり、特異な傾向を指摘することが出来る。また、特異な施行年度の有無を左記と同様の方法で確認したところ、No. 2 の2002年度の学則では18区分のうち「通し番号及び句読点等の改正」が８個に該当し全体の44%を占め、No. 16の2015年度の学則では21区分のうち「加除を伴う改正」が14個に該当し全体の67%を占めたとおり、特異な傾向を指摘することが出来るが、変更規模の小さいNo. 2 の2002年度の学則よりも変更規模の大きなNo. 16の2015年度の学則の特異な傾向が際立っていることが指摘することが出来る。したがって、静岡英和学院大学の学則は、頻繁に別表Ⅰ（学則第23条関係）、別表Ⅱ（学則第43条関係）の改正がなされていること、開学時の2002年度の学則が2015年度に大きく改正されていることが指摘することが出来る。

学則が変更される際に取りまとめられる変更の事由は、年度毎に要点の数や文章の長短に差異が生じている（表－２）。なお、開学年度であるNo. 1 の2002年度の学則は、最初に作られた学則につき、変更の事由というものが存在しない。2002年度から2018年度までの全学則における変更の事由の要点は、38に数えられる。この38の要点に対し、大学の教育組織との関係を集計したところ、34の関係が数えられる。34の関係中で最も多い区分が11個を占め全体の32%を占める「科目」に関わる区分であり、次に7個が該当し全体の21%を占めるものが同数で「大学」全体に関わる区分、「学部」全体に関わる区分、「学科」に関わる区分の3つが並び、34の関係の中で最も少ない区分が2個が該当し全体の５%を占める「専攻」に関わる区分である。No. 2 からNo. 19に至る全学則の変更事由は、何らかの大学の教育組織との関係性が認められるが、この関係性を階層性から見直すと科目との関係が強く専攻との関係が弱い傾向が指摘することが出来る。

なお、専攻系組織との関係は、No. 2 の2002年度の学則とNo. 17の2016年度の学則から読み取れる。No. 2 の2002年度の学則における変更の事由には、「・・・保育士課程を設置するものである」と、地域福祉科（現コミュニティ福祉学科）にて保育士課程の設置がなされたとの説明を確認することが出来る。No. 17の2016年度の学則における変更の事由には、「各メジャーに即した専攻分野・履修科目の選択にあたり、学生によりいっそうのキャリア形成を意識させるため」と、人間社会学科およびコミュニティ福祉学科に跨る専攻分野の明瞭化が図られたとの説明を確認することが出来る。したがって、人間社会学科に限定して見れば専攻系組織との関係はNo. 17の2016年度の学則に限られている。

表-2 学則の変更の傾向

No.	施行 年度	章別の変更の状況	値	合計	構成比	変更の事由	大学	学部	学科	専攻	科目
		第1章 総則									
		第2章 学則 学科 学生会員									
		第3章 教職員組織									
		第4章 大学評議会 経営評議会 教授会									
		第5章 学生 学期及び休業日									
		第6章 修業年限及び学生年限									
		第7章 教職員の職務及懲罰方法									
		第8章 入学 休学 退学 転学 退学及除籍等									
		第8章 入学 休学 退学 転学 退学及除籍等									
		第9章 卒業 学位及び卒業資格									
		第10章 入学 奨学金 奨学金の貸付制度									
		第11章 特待生									
		第12章 研究生 委託生 科目履修生 特別講生及び外国人留学生									
		第12章 研究生 科目履修生 外国人留学生等									
		第13章 図書館									
		第14章 厚生施設									
		第15章 公館講座									
		第16章 賞罰									
		第17章 学則の改正									
		別表一(学則第3条関係)									
		別表二(学則第3条関係)									
		別表三(学則第3条関係)									
		別表四(学則第3条の2関係)									
		別表五(学則第3条の2関係)									
1	2002		18	18	0	0	100	0	0	—	—
2	2002		18	8	8	2	44	44	11	—	有
3	2003		18	17	0	1	94	0	6	—	有
4	2004		18	17	0	1	94	0	6	—	有
5	2006		18	18	0	0	100	0	0	有	—
6	2006		20	17	0	3	85	0	15	—	有
7	2007		18	17	0	1	94	0	6	有	—
8	2008		18	15	0	3	83	0	17	有	有

観光学に関する専攻系組織が設置される大学の学則における観光概念

表-2 学則の変更の傾向 (続き)

	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447	1448	1449	1450	1451	1452	1453	1454	1455	1456	1457	1458	1459	1460	1461	1462	1463	1464	1465	1466	1467	1468	1469	1470	1471	1472	1473	1474	1475	1476	1477	1478	1479	1480	1481	1482	1483	1484	1485	1486	1487	1488	1489
--	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

（２）静岡英和学院大学の学則における観光学に関する専攻系組織の記載

No. 1 からNo. 19までの全学則に対し、観光という文字あるいは専攻系組織の記載を悉皆的に確認した結果、これに該当した学則がNo. 17から19までの2016から2018年度にかけて施行される3点の学則（現行の学則を含む）が抽出することが出来る。抽出した3点の学則にて観光という文字あるいは専攻系組織の記載は、別表Ⅰ（学則第23条関係）に認められる。具体的には観光地域デザインメジャーという専攻系組織の名称とその組織における専門教育科目の展開科目の内容として、観光学Ⅱ、観光デザイン論、観光ビジネス事情、観光産業特論Ⅰ、観光産業特論Ⅱ、観光学特殊講義Ⅰ、観光学特殊講義Ⅱ、国際観光演習という科目名を確認した（表－3）。

4. 考察

（１）静岡英和学院大学の学則における観光概念

読み取り調査の結果より、静岡英和学院大学の学則は、頻繁に別表Ⅰ（学則第23条関係）、別表Ⅱ（学則第43条関係）の改正がなされていること、開学時の2002年度の学則が2015年度に大きく改正されていることが指摘された。また、学則の変更事由は、大学の教育組織との関係性が認められ、この関係性を階層性から見直すと科目との関係が強く専攻との関係が弱い傾向が指摘された。専攻との関係が弱い傾向の要因には、そもそもの開学時の学則中に専攻という組織の位置付けがなされていなかったことがあげられる。専攻組織が学則に表れる遠因には2015年度改正に見出せる。すなわちこの年の変更の事由にある「学校教育法の改正に伴い、学長を中心とした教学マネジメント体制を充実するための改正を実施する」と、学校教育法の改正という大学外からの作用を受け、これを機に大学内部のマネジメント体制の強化をする意識の高まりと共にマネジメント体制の基盤となる組織の見直しが望まれるようになったと考えられる。その次年度にあたる2016年度の学則に専攻の記載が始まっているが、2016から2018年度に施行された学則の別表Ⅰ（学則第23条関係）の変更の事由を参照すれば「各メジャーに即した専攻分野・履修科目の選択にあたり、学生によりいっそうのキャリア形成を意識させるため」と、専攻（メジャー）の記載には学生目線を取り入れてのキャリア形成が掲げられた。学生目線での学則改正は妥当であるが、前年度にあった学校教育法の

表-3 学則と履修要項と専任教員の業務内容との関係

学則		履修要項	専任教員の業務内容		
メジャー	展開科目	担当者	領域	専門分野	ゼミナール
観光地域デザイン	観光学Ⅱ	専任教員①	観光	観光学	観光マーケティング
	観光デザイン論	専任教員①			
	観光ビジネス事情	専任教員①			
	観光産業特論Ⅰ	専任教員①			
	観光産業特論Ⅱ	専任教員①			
	観光学特殊講義Ⅰ	専任教員②			観光まちづくり
	観光学特殊講義Ⅱ	専任教員②			
	国際観光演習	専任教員②			
	地域政策論	専任教員③			
	国際関係論	非常勤講師			
			地域デザイン	社会学	地域社会

出典：学則（2016から2018年度施行まで）、履修要項（2016から2019年度まで）、専任教員の業務内容（2016年度から2019年度にかけて）

改正という大学外からの作用を受けた結果として、学生に意識させてきたキャリア形成をさらにいっそう意識させるように変更が加えられたのである。そして静岡英和学院大学の学則の中に観光学に関する専攻系組織が位置付けられたのも2016年度からであった。

以上の学則の整理から観光学に関する専攻系組織が記載された箇所を抜け漏れがなく抽出することが出来たと判断した。この文字に静岡英和学院大学における観光の概念が合致しているか否かを判別するため、同時期の履修要項から担当者の属性を抽出し、さらに本稿1章で述べたメジャーにおける専任教員の業務内容との関係を整理した（表－3）。まず、観光学Ⅱ、観光デザイン論、観光ビジネス事情、観光産業特論Ⅰ、観光産業特論Ⅱは同一の専任教員が担当しており、これらの科目を担当する教員採用枠の存在があることが指摘される。これを専任教員①と名付ける。続けて観光学特殊講義Ⅰ、観光学特殊講義Ⅱ、国際観光演習についても同一の専任教員が担当しており、これらの科目を担当する教員採用枠の存在があることが指摘される。これを専任教員②と名付ける。最後に地域政策論もまた専任教員が担当する科目であり、この教員採用枠を専任教員③と名付ける。なお国際関係論は非常勤講師が登用されている。こうした学則と履修要項の関係は、2016年度以降から設置された観光地域デザインメジャーにおける専任教員の業務内容とも合致している。マネジメントにかかわる総合的に幅広い領域を展開する総合マネジメント系では、観光地域デザインメジャーは、領域を「観光」と「地域デザイン」に棲み分けている。観光領域においても棲み分けがなされており、観光学を担当する専任教員①が観光マーケティングの見地から観光学のゼミナールを担当し、同じく観光学を担当する専任教員②が観光まちづくりの見地から観光学のゼミナールを担当する。以上より、観光地域デザインメジャーにおける専任教員の業務内容は、学則に即していたことが検証でき、観光教育現場の動きが学則にも反映できていると指摘される。

全国の大学ではどの程度の大学が2015年度以前から学則に学部・学科以下の専攻組織の位置付けてきたのかは定かではない。しかしながら、2015年度学校教育法の改正は、全国の大学に影響を与えたものであり、静岡英和学院大学に限らず全国の大学の学則では2015年度以降から学部・学科以下の専攻組織の位置付けを明瞭にしていっていった可能性が示唆される。つまり、この指摘に基づく、各大学の2016年度以降の学則上から、観光学に関する専攻系組織の存在が確認できる可能性を示唆することができ、統計の整備に向けた学則を収集することの有効性の一端を見出すことができる。

（２）静岡英和学院大学の学則から問題の改善に向けて

本研究は観光学に関する専攻系組織が設置される静岡英和学院大学の学則に注目し、その中で観光の文字の記載を確認した上で、この文字に観光教育上の観光概念が表れていることを指摘した。このことから、観光学に関する専攻系組織の設定される大学の特定が学則を用いることの有効性が示唆される。この成果は全国的な視野に照らせば一事例に過ぎないが、本事例が基盤となり全国的な視野に立脚した今後の研究展開が推進されることが考えられる。

なお、学則は文部科学省が一元的に保有しているが、公開はなされていない。研究資料として学則を取得する際には各大学に個別に問い合わせなければならない。仮に学則が研究資料として一元的に提供されるような仕組みがあれば、観光教育に限らずあらゆる専門分野の教育の検討が豊かに

進めることが出来ると考えられるため、学則を保有する文部科学省には研究支援となる仕組みづくりに期待したい。

補注及び引用文献

- 1) 観光庁観光産業課：平成21年度観光教育に関する学長・学部長等と観光庁との懇談会・配付資料2 観光関連学部・学科のある大学一覧：<http://www.mlit.go.jp/kankocho/president.html>，最終更新日2012年10月2日
- 2) 公益財団法人日本交通公社（2019）旅行年報2019：公益財団法人日本交通公社，pp220
- 3) 学則に定めるべき事項は、学校教育法施行規則に明記されている。該当箇所を以下のとおりに抜粋する。
昭和二十二年文部省令第十一号 学校教育法施行規則
第一章 総則
第一節 設置廃止等（第一条―第十九条）
第四条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。
 - 一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項
 - 二 部科及び課程の組織に関する事項
 - 三 教育課程及び授業日時数に関する事項
 - 四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
 - 五 収容定員及び職員組織に関する事項
 - 六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
 - 七 授業料、入学科料その他の費用徴収に関する事項
 - 八 賞罰に関する事項
 - 九 寄宿舎に関する事項
- 4) 横関隆登（2019）：静岡英和学院大学における観光教育の展開過程：静岡県における観光系大学の発祥年度の特定：静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部紀要（17），39―49
- 5) 2019年度現在、静岡英和学院大学人間社会学科の内部組織は、3系5メジャー制をとっている。観光地域デザインメジャーは経済経営メジャーと並ぶ総合マネジメント系に所属している。経済経営メジャーは、旧金融・経営・法学コースの金融・経営を改名させて誕生したメジャーである。総合マネジメント系の特徴は、経済と経営と観光と地域デザインという異分野が並ぶ視点の多様さがあげられる。この特徴は心理系あるいは言語文化系とは異なるユニークさがあると指摘したい。
- 6) 「観光学」と「社会学」を担当する教員が観光地域デザインメジャーに所属するようになる経緯としては、1つ前の専攻系組織に由来しており、つまり以前あった文学・文化・観光コースと金融・経営・法学コースの一部分が分離され組み合わせたからであった。具体的には、文学・文化・観光コースのうちの文学・文化と観光が分離し、金融・経営・法学コースのうちの金融・経営と法学が分離し、それぞれのコースから分離された観光と法学を組み合わせたのであった。ここで観光と法学のメジャーという名称を付けずに、観光地域デザインメジャーが採用された経緯は、経営戦略上の理由が絡んだワンクッションがあった。この時期に人間社会学科の教員に地域貢献活動への参加が促され、その受け皿となったのが法学と社会学を兼務していた教員であり、法学の役割を社会学に転換させ、社会学の見地から地域政策に取り組むことを意図した「地域デザイン」というコンセプトが創られた。このワンクッションがあったため、「観光学」と「社会学」を担当する教員が所属する専攻系組織であっても、観光・社会メジャーという名称が付けられずに、観光と地域デザインのメジャーに落ち着いたのである。
- 7) 大学が閲覧用にファシリテティングした複写物を収集した。収集後、網羅性を確認するために学則の巻末に記載される歴代の改正日と照合したところ、複写物と必ずしも一致するものではないことがわかった。収集した学則には別途史実としての検証が待たれる。このため史実に厳密に向き合うのであれば原本の照合が必要である。しかし原本を収集する場合、大学に対する情報公開等の複雑な手続きが必要となる。一方で、19点から成る分析対象は、概ね1年単位で改正される傾向が理解できるものであるため、史実の検証は保留されるにしても変更の傾向を読み取り、観光概念の所在を確認する上では複写物でも十分な精度を保持していると判断する。